

投資主各位

東京都千代田区西神田三丁目2番1号
日本ロジスティクスファンド投資法人
執行役員 鈴木 靖一

「第16回投資主総会招集ご通知」の一部訂正について

本投資法人の「第16回投資主総会招集ご通知」（発信日：2026年4月7日、電子提供措置の開始日：2026年4月1日）の記載事項に一部訂正すべき箇所がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

なお、2026年4月7日発送の「第16回投資主総会招集ご通知」は訂正前の内容となりますが、訂正後の内容に読み替えていただきますようお願いいたします。

記

訂正箇所（訂正箇所は網掛けで示しております。）

- ① 「第16回投資主総会招集ご通知」3ページ（投資主総会参考書類 第1号議案 規約一部変更の件（その1））

【訂正前】

（前略）

（5）資産運用会社が加入する金融商品取引業協会の名称について、商号変更等の可能性を踏まえ、所要の変更を行うものです（変更案第36条第1項第9号及び第39条第5号関係）。

（後略）

【訂正後】

（前略）

（5）資産運用会社が加入する金融商品取引業協会の名称について、商号変更等の可能性を踏まえ、所要の変更を行うものです（変更案第36条第1項第9号並びに第39条第2号及び第5号関係）。

（後略）

- ② 「第16回投資主総会招集ご通知」11ページ（投資主総会参考書類 第1号議案 規約一部変更の件（その1））

【訂正前】

（前略）

現 行 規 約	変 更 案
<p>第39条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>①（記載省略）</p> <p>②分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項（以下「<u>投資法人に係る課税の特例規定</u>」という。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「<u>配当可能利益の額</u>」という。）の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。以下本条において同じ。）を超えるものとする。なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。</p> <p>(2)～(4)（記載省略）</p> <p>(5) <u>一般社団法人投資信託協会規則</u> 本投資法人は、前各号の他、金銭の分配にあたっては、<u>一般社団法人投資信託協会</u>の定める規則等に従うものとする。</p>	<p>第39条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>①（現行のとおり）</p> <p>②分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「<u>配当可能利益の額</u>」という。）の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。以下本条において同じ。）を超えるものとする。なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。</p> <p>(2)～(4)（現行のとおり）</p> <p>(5) <u>資産運用会社が加入する金融商品取引業協会規則</u> 本投資法人は、前各号の他、金銭の分配にあたっては、<u>資産運用会社が加入する金融商品取引業協会</u>の定める規則等に従うものとする。</p>

（後略）

【訂正後】

（前略）

日本ロジスティクスファンド投資法人

Japan Logistics Fund, Inc.

現 行 規 約	変 更 案
<p>第39条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>①（記載省略）</p> <p>②分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項（以下「<u>投資法人に係る課税の特例規定</u>」という。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」という。）の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。以下本条において同じ。）を超えるものとする。なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。</p> <p>(2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、利益の金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額に満たない場合、経済環境、不動産市場及び賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断した場合、又は本投資法人における法人税等の課税の発生を抑えることができる場合、前号②で定める分配金額に、<u>一般社団法人投資信託協会</u>の諸規則に定める額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。なお、本投資法人は、原則として毎期継続的に利益を超える金銭の分配を行う方針とし、その実施及び金額の決定にあたっては、運用資産の競争力の維持・向上に向けて必要となる資本的支出の金額及び本投資法人の財務状態に十分配慮する。ただし、経済環境、不動産市場及び賃貸市場等の動向、運用資産の状況並びに財務の状況等を踏まえ、本投資法人が不適切と判断した場合には利益を超える金銭の分配の全部又は一部を行わないことがある。</p>	<p>第39条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>①（現行のとおり）</p> <p>②分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」という。）の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。以下本条において同じ。）を超えるものとする。なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。</p> <p>(2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、利益の金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額に満たない場合、経済環境、不動産市場及び賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断した場合、又は本投資法人における法人税等の課税の発生を抑えることができる場合、前号②で定める分配金額に、<u>資産運用会社が加入する金融商品取引業協会</u>の諸規則に定める額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。なお、本投資法人は、原則として毎期継続的に利益を超える金銭の分配を行う方針とし、その実施及び金額の決定にあたっては、運用資産の競争力の維持・向上に向けて必要となる資本的支出の金額及び本投資法人の財務状態に十分配慮する。ただし、経済環境、不動産市場及び賃貸市場等の動向、運用資産の状況並びに財務の状況等を踏まえ、本投資法人が不適切と判断した場合には利益を超える金銭の分配の全部又は一部を行わないことがある。</p>

日本ロジスティクスファンド投資法人

Japan Logistics Fund, Inc.

現 行 規 約	変 更 案
<p>本号に基づく利益を超えた金銭の分配については、本投資法人において買換特例圧縮積立金、圧縮積立金その他の内部留保が存在する場合には、当該内部留保を全額取り崩す場合の他は、これを行わない。</p> <p>(3)～(4) (記載省略)</p> <p>(5) <u>一般社団法人投資信託協会規則</u> 本投資法人は、前各号の他、金銭の分配にあたっては、<u>一般社団法人投資信託協会</u>の定める規則等に従うものとする。</p>	<p>本号に基づく利益を超えた金銭の分配については、本投資法人において買換特例圧縮積立金、圧縮積立金その他の内部留保が存在する場合には、当該内部留保を全額取り崩す場合の他は、これを行わない。</p> <p>(3)～(4) (現行のとおり)</p> <p>(5) <u>資産運用会社が加入する金融商品取引業協会規則</u> 本投資法人は、前各号の他、金銭の分配にあたっては、<u>資産運用会社が加入する金融商品取引業協会</u>の定める規則等に従うものとする。</p>

(後略)

以 上